

岩手県告示第498号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金のうち総務部に係るものを次のように定め、平成18年4月1日から施行し、知事の権限に属する事務の委任に関する規則別表第1に規定する補助金のうち総務部に係るもの（平成9年岩手県告示第391号の2）は、平成18年3月31日限り、廃止する。

平成18年3月31日

岩手県知事 増田寛也

室課名	事業名
総務室	私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立幼稚園施設整備費補助、私立高等学校一般施設整備費補助、私立高等学校等授業料減免補助及び総合施設モデル事業費補助
税務課	納税貯蓄組合連合会等補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。）
総合防災室	岩手県消防協会補助及び消防防災施設等整備事業費補助